

令和 8 年度市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

令和 8 年度(令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間に得た収入)の市・県民税から適用される主な改正点についてお知らせします。

掲載項目

- 給与所得控除の見直し
- 各種扶養親族等に関する所得要件の引き上げ
- 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

給与所得控除の見直し

給与収入金額が 190 万円以下の方の給与所得控除の最低保証控除額が、55 万円から 65 万円に引き上げられます。(令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの収入に対する令和 8 年度の個人住民税から適用)

給与収入	給与所得控除額	
	改正前	改正後
～1,625,000 円	55 万円	65 万円
1,625,001 円～1,800,000 円	給与収入 × 40% - 10 万円	
1,800,001 円～1,900,000 円	給与収入 × 30% + 8 万円	
1,900,001 ～	改正なし	

扶養親族等に関する所得要件の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件額が引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円	58 万円
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	48 万円	58 万円
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	48 万円	58 万円
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75 万円	85 万円
家内労働者等の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55 万円	65 万円

大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

生計を同じにする 19 歳以上 23 歳未満の親族の内、合計所得金額が 58 万円超え 123 万円以下の親族を扶養している納税義務者が、対象親族の合計所得金額に応じて段階的に控除を受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円